



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 14 日(金)
第 8 4 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 保安林の指定の解除予定 (813) (森林・林業総室) 2 |
| | 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (814) (中部総合事務所生活環境局) 2 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (57) 3 |
| | 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (58) 3 |
| ◇ 公 告 | 歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) 3 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 5 |

告 示

鳥取県告示第813号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷3101の7、3102の4、3106の4、3108の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第814号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条の2の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社河金組 代表取締役 勇年幸
東伯郡北栄町上種85-8
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東伯郡北栄町上種字石ウス谷73-6及び73-7並びに字オバガ谷85-1及び85-5
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）並びにがれき類
（以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
- 5 申請年月日
平成24年11月7日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所
(1) 鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（倉吉市東巖城町2）
(2) 倉吉市産業環境部環境課（倉吉市葵町722）

- (3) 北栄町住民生活課（東伯郡北栄町由良宿423-1）
- 8 縦覧に供する期間
平成24年12月14日から1月間
- 9 意見書の提出等
- (1) 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出期限
平成25年1月29日
- (3) 意見書の提出先
倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第57号

平成24年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年12月21日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について
- (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

平成24年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、708であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成24年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験期日

実地試験 平成25年 3 月 3 日(日) 午前 9 時から午後 4 時30分まで

学説試験 平成25年 3 月 4 日(月) 午前 9 時から午後 3 時まで

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館

3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成25年 3 月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成25年 3 月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成25年 1 月 7 日(月) から同月17日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年 1 月17日(木)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成25年 3 月12日(火)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前 6 月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成25年 3 月18日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の 1 階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第 3 号)第19条第 1 項の規定により、合格発表から 1 月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの(顔写真が貼り付けられているものに限る。)

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857—26—7173)に照会すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月14日

鳥取県立鳥取工業高等学校長 小 宮 山 信 行

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取工業高等学校パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成24年11月28日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2 |
| 5 落札金額 | 74,340,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成24年10月26日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111 |